

ニ周知セシムルノ必要ナキモノハ勅令トシテ公布スルヲ
止メ本大臣ヨリ海軍部内ニ傳達スルコトニ致度而
シテ其軍令ニ属スルモノハ海軍軍令部長ヨリ上
奏ニ裁可ヲ經タルトキハ内閣官制第七條ニ依リ
本大臣ヨリ内閣ニ報告スヘク其軍政ニ属スルモ
ノハ本大臣ヨリ閣議ニ提出シ内閣ヨリ上奏裁可
ヲ經タルトキハ直ニ本大臣ニ移牒セラレ度茲ニ
閣議ヲ請フ

明治二十八年十月二十五日

海軍大臣侯爵西郷從道



内閣總理大臣侯爵伊藤博文殿

秘別第一三三號
別紙標杭建設ニ関スル件閣
議提出ス

明治廿八年一月十二日

内務大臣子爵野村靖



内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿

秘別第一三三號

沖繩縣下八重山群島ノ北西
ニ位スル久場島魚釣島ハ從
来無人島ナレ氏近來ニ至リ
談島ハ向ヶ漁業等ヲ試ムル
者有之之レカ取締ヲ要スル
ヲ以テ同縣ノ所轄トシ標杭
建設致度旨同縣知事ヨリ上
申有之右ハ同縣ノ所轄ト認
ムルニ依リ上申ノ通リ標杭
ヲ建設セシメトス
右閣議ヲ請フ

明治廿八年一月十二日

内務大臣子爵野村靖



内閣

政

明治廿八年一月十四日

内閣書記官

内閣總理大臣 伊藤

内閣書記官長

大隈

外務大臣

大藏大臣

海軍大臣

文部大臣

逓信大臣

陸軍大臣

司法大臣

農商務大臣

文部大臣

逓信大臣

陸軍大臣

農商務大臣

文部大臣

逓信大臣

陸軍大臣

別紙内務大臣請議沖繩縣下八重山群島、

北西ニ位スル久場島、魚釣島、ト稱スル無人島、向

テ近來漁業等ヲ試ムルモノ有之爲メ取締リ要

スルニ付テハ同島ノ儀ハ沖繩縣ノ所轄ト認ムルヲ
以テ標杭建設ノ儀令縣知事上申ノ通許可ス
ヘシトノ件ハ別ニ差支モ無之ニ付請議ノ通ニテ
然ルヘシ

指 令 案

標杭建設ニ関スル件請議ノ通

明治廿八年一月廿七

貴族院ハ兩院ノ議ヲ經タル東京府
埼玉縣千葉縣茨城縣境畧變更法
案ノ裁可ヲ奏請ス

明治二十八年三月十九日

貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶

